

中野市 一般廃棄物処理基本計画（案）

令和3年3月改定

目 次

第1章	一般廃棄物処理基本計画の考え方	
1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	2
3	3Rについて	2
4	一般廃棄物について	3
第2章	ごみ処理基本計画	
第1節	中野市における廃棄物の現状	
1	ごみの総排出量	5
2	ごみ、資源物の処理方法	7
3	種類別排出量	10
4	最終処分場の残余容量について	17
5	リサイクル率について	19
6	資源物処理費用の収支状況について	21
第2節	数値目標	
1	人口の将来推計	22
2	廃棄物排出量の将来推計	22
3	数値目標設定について	26
第3節	目標達成に向けて	
1	目標達成に向けた課題抽出	29
2	目標達成のための施策	30
3	協働と役割	31

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

- 1 対象地域 32
- 2 基本的な方向 32

第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標

- 1 生活排水の処理と現状 33
- 2 生活排水処理の目標 35

第3節 施策の内容

- 1 生活排水対策 36
- 2 処理体制 36
- 3 処理施設等の整備 36

第4節 計画のフォローアップと事後評価

- 1 計画のフォローアップ 36
- 2 事後評価及び計画の見直し 36

第一章 一般廃棄物処理基本計画の考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。このため、本市における一般廃棄物の排出抑制、再使用、再利用、適正処分等について、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を取りまとめるものです。

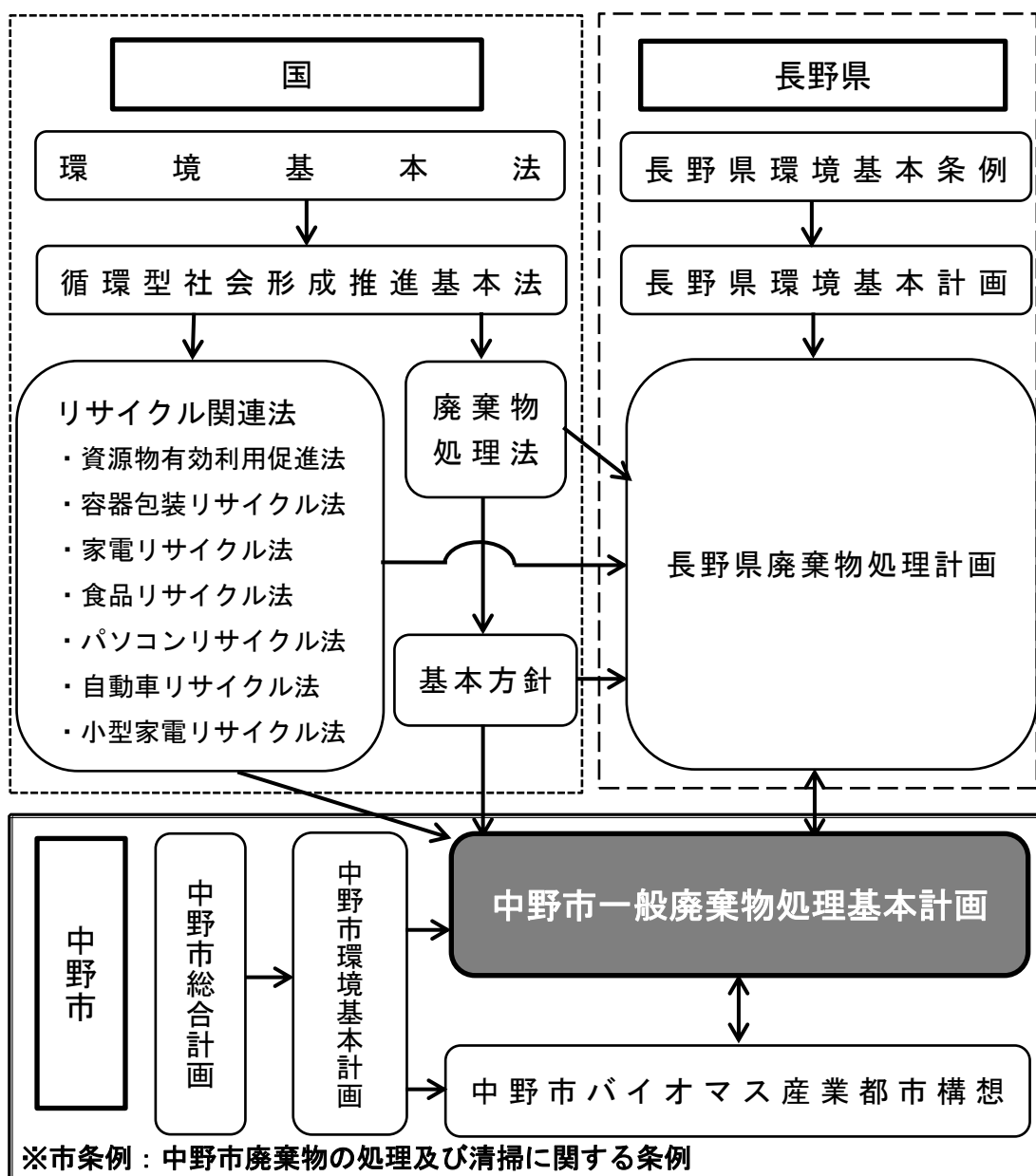


図 1-1 中野市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

2 計画の期間

本計画は、目標年次を平成28年度から令和12年度までとし、5年ごとに見直しを含めて、改定を行うものとします。

なお、計画に大きな変動がある場合はその都度検討し、見直しを行うこととします。

3 3Rについて

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の総称です。

循環型社会形成推進基本法においては、1番にリデュース、2番にリユース、3番にリサイクルとして、その優先順位を定めています。

また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針においても、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向について定めており、3Rを効果的に実施し、ごみの減量・再資源化に取り組むことが重要です。

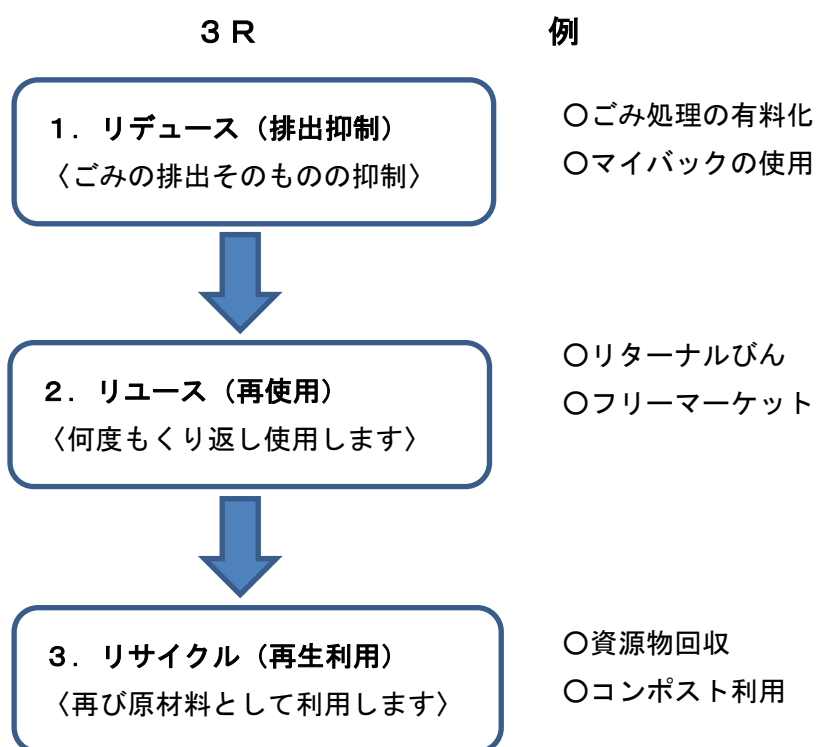


図 1-2 3Rの優先順位について

4 一般廃棄物について

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物（固体又は液体）をいいます。

該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

(2) 一般廃棄物とは

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理方法、処理責任者が異なります。

一般廃棄物は、「産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」と規定されております。

また、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含みます（事業系一般廃棄物^{※注1}）。

※注1 事業系一般廃棄物

産業廃棄物と分類されない物で事業活動に伴って排出される廃棄物のことをいい、廃棄物の種類、発生した事業所の業種から判断されます。

(例 事業所で排出される紙くず等)

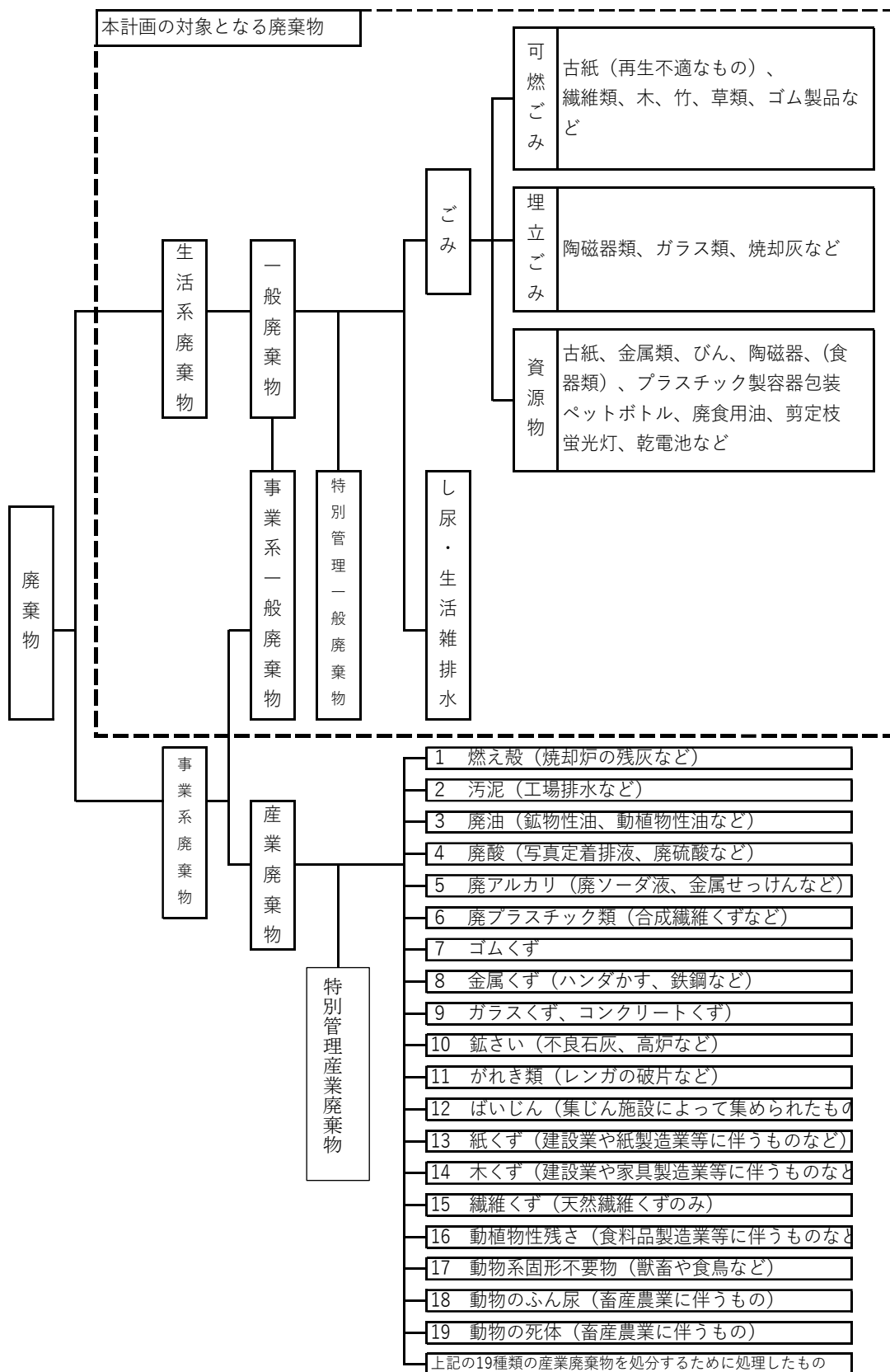


図 1 - 3 廃棄物の体系図について

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 中野市における廃棄物の現状

1 ごみの総排出量

当市における令和元年度の総排出量については、13,877 t（資源物排出量を含む）となっており、平成22年度以降の総排出量は人口減少の影響により、減少傾向にあります。（令和元年度は令和元年東日本台風の影響により増加）

平成30年度の市民1人1日当たりのごみ排出量については、787 g（人口については、国勢調査及び毎月人口異動調査による中野市の統計を使用）であり、長野県の県民1人1日当たりの排出量811 g（平成30年度の環境省における一般廃棄物処理実態調査より）を下回っているが、わずかな増減をくり返しながらも、減少傾向にあります。

また、令和元年度の資源物排出量については、1,546 tであり、資源物回収品目は増加しているものの資源物全体の排出量は減少傾向にあります。

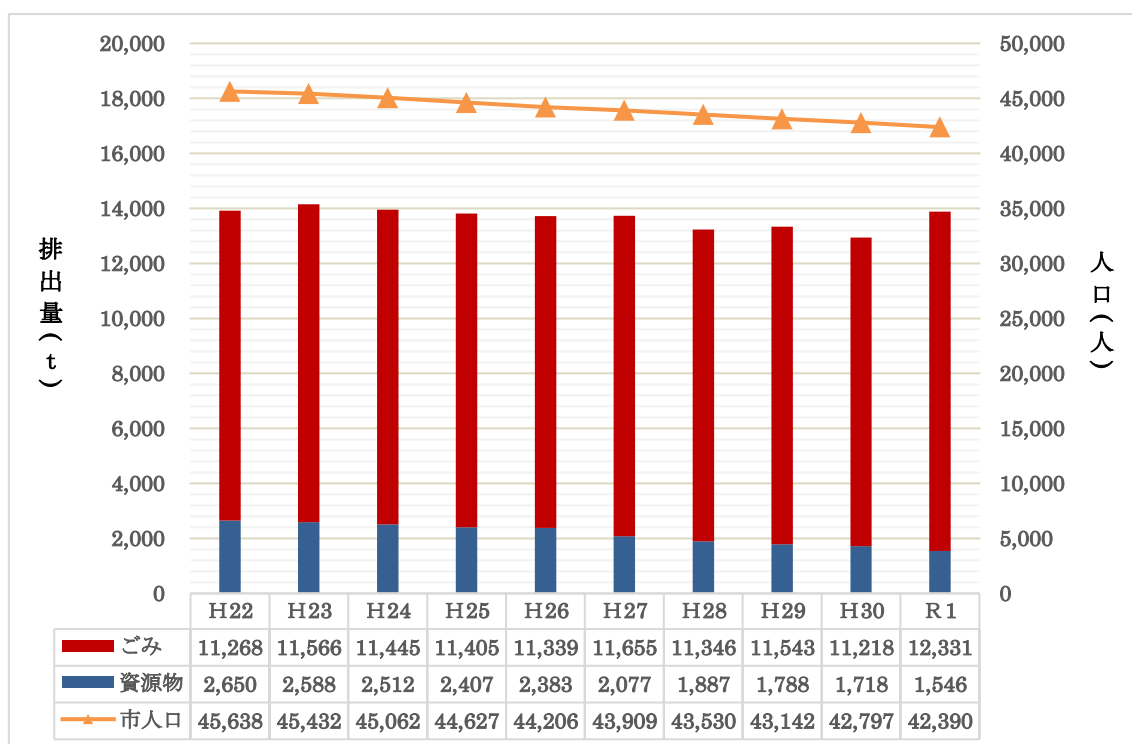


図2-1-1 総排出量及び人口の推移（資料：中野市の統計、一般廃棄物処理実態調査）

※ごみ：可燃ごみ、埋立ごみ

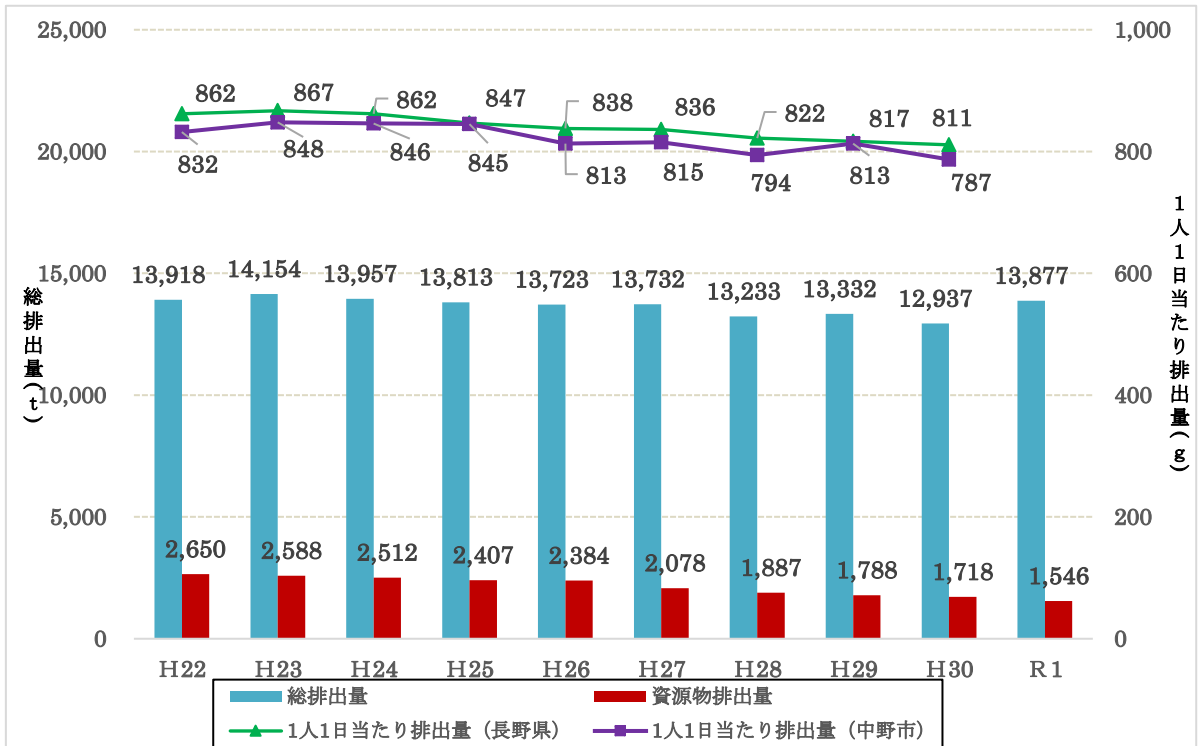


図2-1-2 総排出量及び資源物排出量の推移(資料:一般廃棄物実態調査)

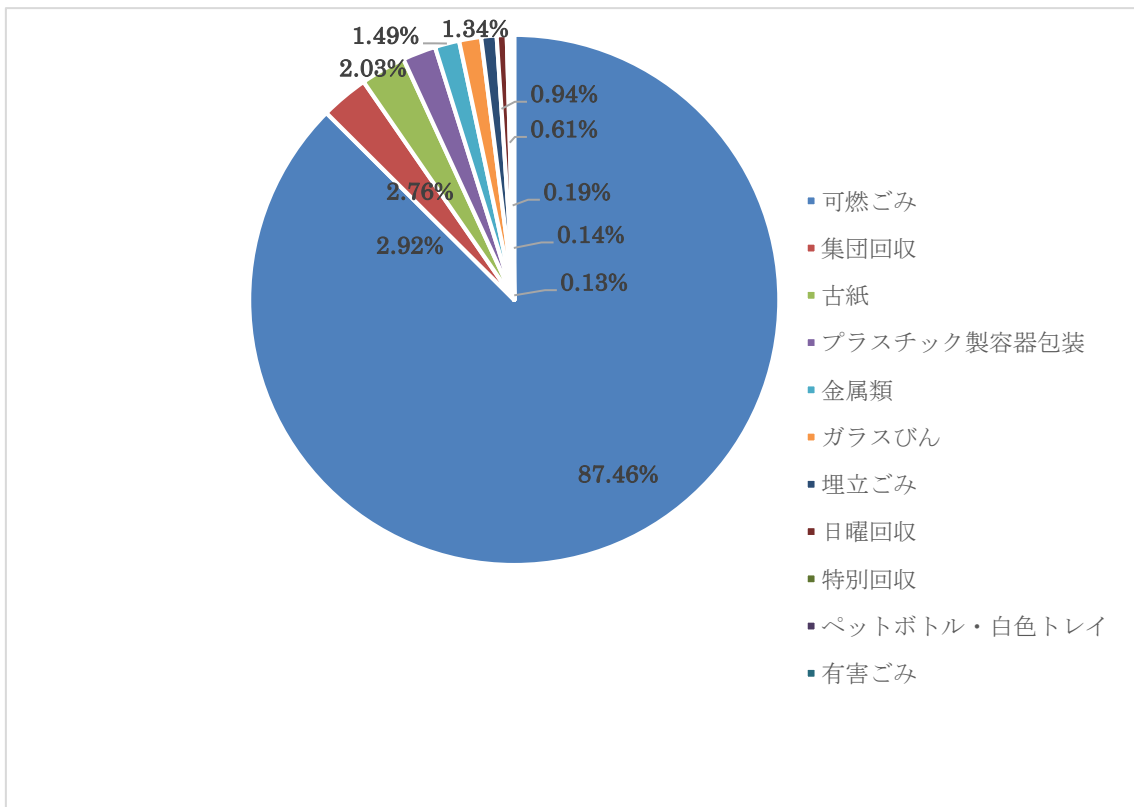


図2-1-3 令和元年度中野市ごみ種別排出量の概要

2 ごみ、資源物の処理方法

(1) 収集方法について

家庭系ごみ（家庭から排出されるごみ）については、毎年策定する一般廃棄物処理実施計画に従って、ごみ集積場から、行政収集を行っています。

事業系一般廃棄物（事業者から排出される一般廃棄物に該当するごみ）については、事務所等で排出される少量のごみであり、市へ申請があれば、行政収集が行われるごみ集積所への排出を認めているが、多量に排出されるごみは中野市一般廃棄物処分業許可業者（以下「許可業者」という。）へ処分を依頼するか、ごみ処理施設へ自家搬入することとしています。

また、家庭系ごみでごみ集積所へ排出できない物については、北信保健衛生施設組合（以下「北衛」という。）が運営する搬入先への直接搬入または、許可業者へ処分を依頼することとしています。

資源物の収集については、日曜回収として市内スーパーマーケット（以下「スーパー」という。）等で月一回日曜日（冬期休止）に回収を行っており、また別に特別回収として中野市防災広場で年2回、陶磁器及び自家用廃タイヤの回収を行っています。なお、剪定枝の回収については、令和3年度より廃止し、希望者に対して小型樹木粉碎機の貸出を行います。

表2-1-1 ごみ、資源物の各区分の収集方法について

区分	収集回数	収集方法	収集実施者		
可燃ごみ	週2回	別に定めるごみ収集計画により、ごみ集積場から収集	家庭ごみ収集運搬委託業者		
埋立ごみ	月1回				
空缶・金属	月2回				
プラスチック製容器包装	週1回				
白色トレイ	月1回	上記の回収方法と市内スーパー等で行う資源物日曜回収	収集・運搬委託業者		
紙パック					
びん	月2回				
ペットボトル					
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌					
古着	月1回			市内スーパー等で行う資源物日曜回収	
廃食用油	月1回				
硬質プラスチック	月1回				
陶磁器	年2回			中野市防災広場で行う資源物特別回収	
有害ごみ	年2回			市民大清掃日に区毎に回収	
粗大ごみ	随時	許可業者へ委託 直接搬入	北信保健衛生施設組合		
剪定枝	随時	※希望者に小型樹木粉碎機の貸出を行う	家庭ごみ収集運搬委託業者		
事業系可燃ごみ	随時	許可業者へ委託	一般廃棄物収集・運搬許可業者		
し尿	随時				
浄化槽汚泥	随時				
家庭雑排水汚泥	随時				

(2) 処分方法について

最終処分場での埋立処分を行っているごみは、可燃ごみ焼却灰と行政で収集した埋立ごみのみとしています。

金属類（金属製の粗大ごみを含む）、有害ごみ、白色トレイ、ペットボトル、びんについては、北衛委託業者か指定法人によって資源化しています。

古着の処分については、海外へ売却し、リユースを行っています。

表2-1-2 ごみ、資源物の各区分ごとの処分方法について

区分	処分方法	最終処分方法	処分実施者
可燃ごみ	切断・焼却	埋立	北信保健衛生施設組合
埋立ごみ	埋立	埋立	
金属類	選別・圧縮・破砕	資源化	(公益) 日本容器包装リサイクル協会
プラスチック製容器包装	選別・圧縮・梱包		
白色トレイ			
紙パック			処分委託業者
びん			(公益) 日本容器包装リサイクル協会
ペットボトル			
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌			
古着	選別	海外へ売却	処分委託業者
廃食用油	原料化	資源化	
陶磁器	破砕		
硬質プラスチック	破砕		
有害ごみ			
粗大ごみ	選別・焼却		
剪定枝	破砕	資源化又は埋立	
事業系可燃ごみ	選別・切断・焼却	埋立	一般廃棄物処分業許可業者
し尿	脱水・堆肥化	堆肥化	市
浄化槽汚泥			市
家庭雑排水汚泥			民間業者

(3) ごみ処理費有料化、資源物収集品目について

ごみ処理費有料化は行政収集における可燃ごみ、埋立ごみを対象に平成19年10月より開始しています。

資源物収集品目については、市内スーパー等で行っている資源物の日曜回収で食用油、古着・古布の回収を平成20年度から開始し、バイオマスタウン構想の一環で剪定枝の回収を平成21年度から開始しています。

また、平成22年度から資源物の特別回収を開始し、剪定枝のほかに陶磁器、硬質プラスチックの回収を開始しています。

平成26年度からは、不燃性粗大ごみ（金属製の粗大ごみ、家電製品等）、古着・古布の回収品目を拡大しましたが、令和元年度から不燃性粗大ごみの回収品目を限定し、一部有料化しました。

令和3年度からは、有害ごみ回収時にこれまで販売店への持ち込みをお願いしていた、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池を回収します。

表2-1-3 ごみ処理有料化からの資源物回収品目拡大の経過

平成19年10月	可燃ごみ・埋立ごみの処分費有料化 プラスチック製容器包装収集開始
平成20年5月	資源物の日曜回収開始 ・古紙（雑誌・雑紙・ダンボール・新聞紙） ・びん ・ペットボトル ・食用油
平成21年5月	剪定枝回収
平成22年4月	資源物の特別回収開始 ・剪定枝 ・陶磁器 ・硬質プラスチック
平成26年4月	古着・古布対象品目 増加
平成26年6月	不燃性粗大ごみ回収対象品目 増加
令和元年6月	不燃性粗大ごみ回収対象品目 減少・一部有料化
令和3年4月	剪定枝回収から小型樹木粉碎機貸出に変更
令和3年5月	有害ごみ回収対象品目 増加

3 種類別排出量

(1) 可燃ごみ・埋立ごみ

行政搬入可燃ごみ排出量については、平成23年度以降減少傾向にありましたが、令和元年東日本台風の影響により、令和元年の排出量が増加しました。

埋立ごみ排出量については、最終処分場への直接搬入はなく、行政による搬入のみであり、行政搬入可燃ごみと同様の変化が起きています。

直接搬入可燃ごみ排出量は、中野市内の事業所からごみの処分を委託された許可業者の搬入が主であり、若干の増加傾向であるものの、ほぼ横ばいに推移しています。

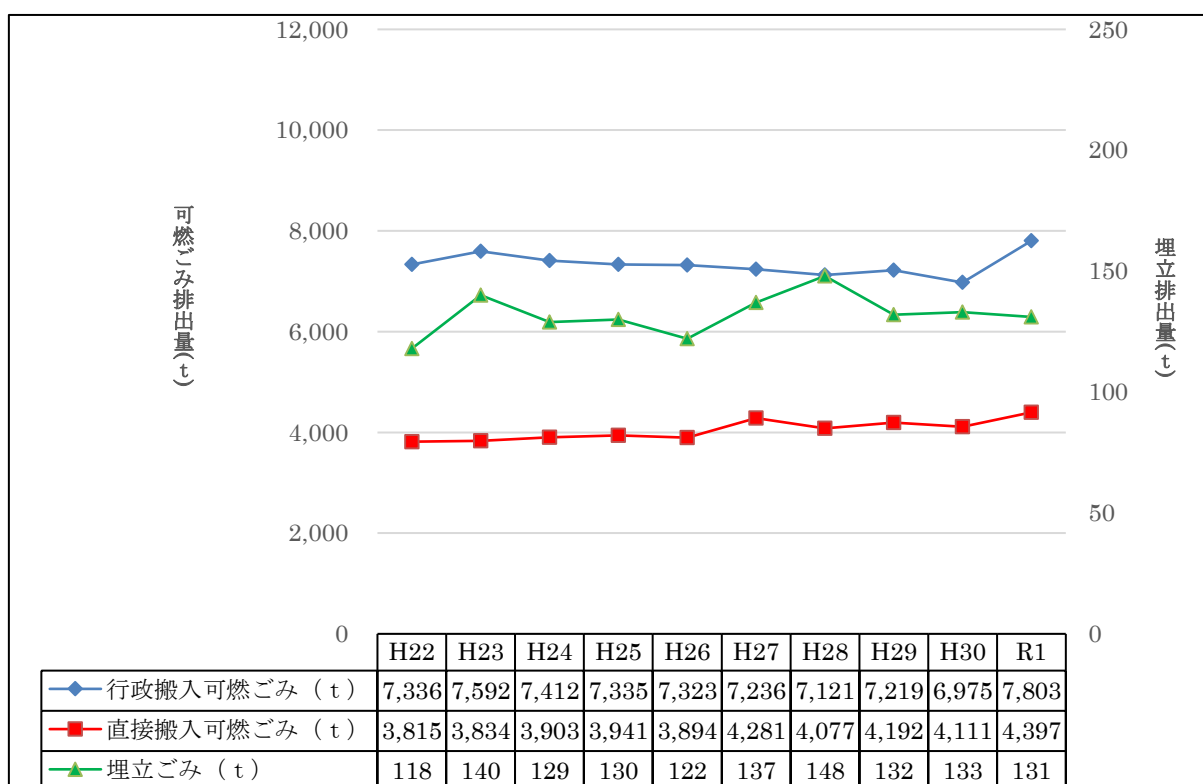


図2-1-4 可燃ごみ・埋立ごみ排出量の推移

(2) 金属類

金属類については、缶類の他に小型家電品の回収も行政収集で行っています。

また、不燃性粗大ごみ（金属製の粗大ごみ）は、北衛の東山クリーンセンターへ直接搬入（有料）も行えることとしていますが、年2回の頻度で市で回収を行っています。

近年では、販売店及び不用品回収業者等の、民間事業者による金属また家電品の回収が多くなってきているため、金属類の行政への排出量は減少傾向にあります。

市で行っている不燃性粗大ごみ回収については、ほぼ横ばいに推移していましたが、令和元年度に金属価格の下落の影響により、家電等の回収品目の縮小と有料化を行った結果、排出量が大きく減少しています。

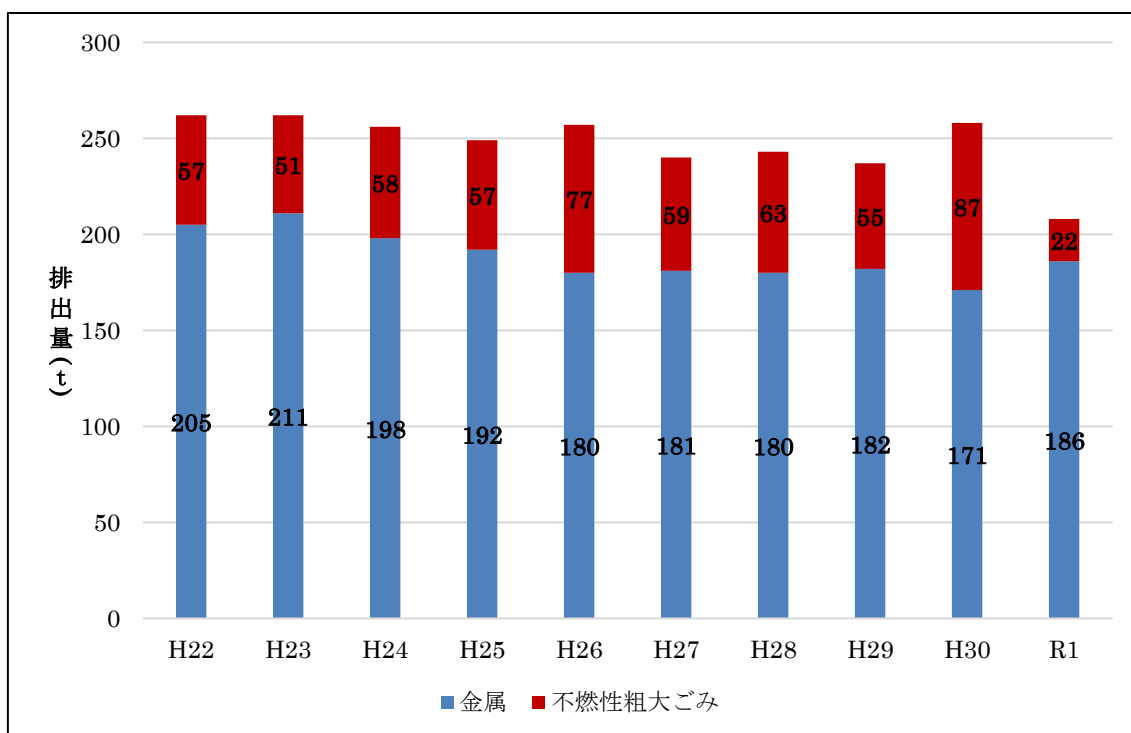


図2-1-5 金属・不燃性粗大ごみ排出量の推移

(3) プラスチック製容器包装

平成19年10月より収集を開始したプラスチック製容器包装は、公益財団法人「日本容器包装リサイクル協会」（以下「容リ協」という。）に資源化处理を委託しており、容リ協の基準に則り回収を行っています。排出量は、回収開始時は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいに推移しています。

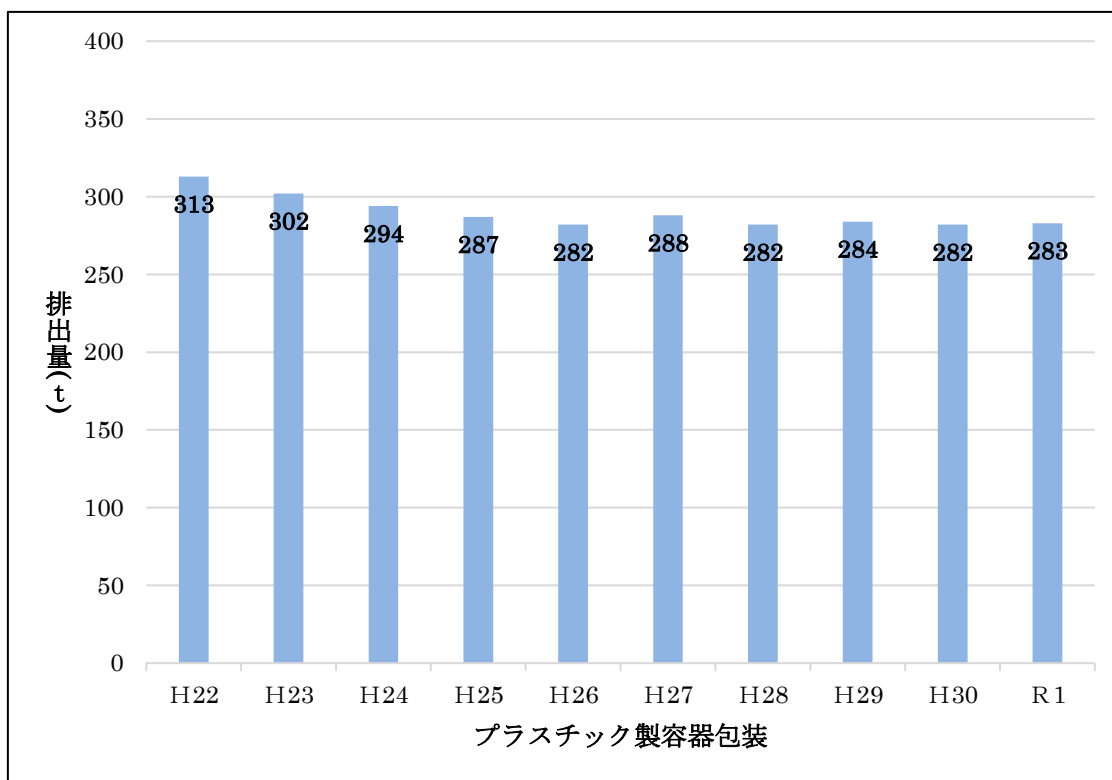


図2-1-6 プラスチック容器包装排出量の推移

(4) 古紙・びん・ペットボトル

- 古紙

平成22年度以降緩やかな減少傾向にありましたが、近年ではスーパー等による資源物の店頭無料回収の影響もあり、古紙の行政への排出は大きな減少傾向にあります。

- ペットボトル

行政以外への排出増加により、排出量は減少傾向にあります。

- びん

回収の多様化は行われておりますが、びん容器の製造減少等の影響により、排出量は減少傾向にあります。

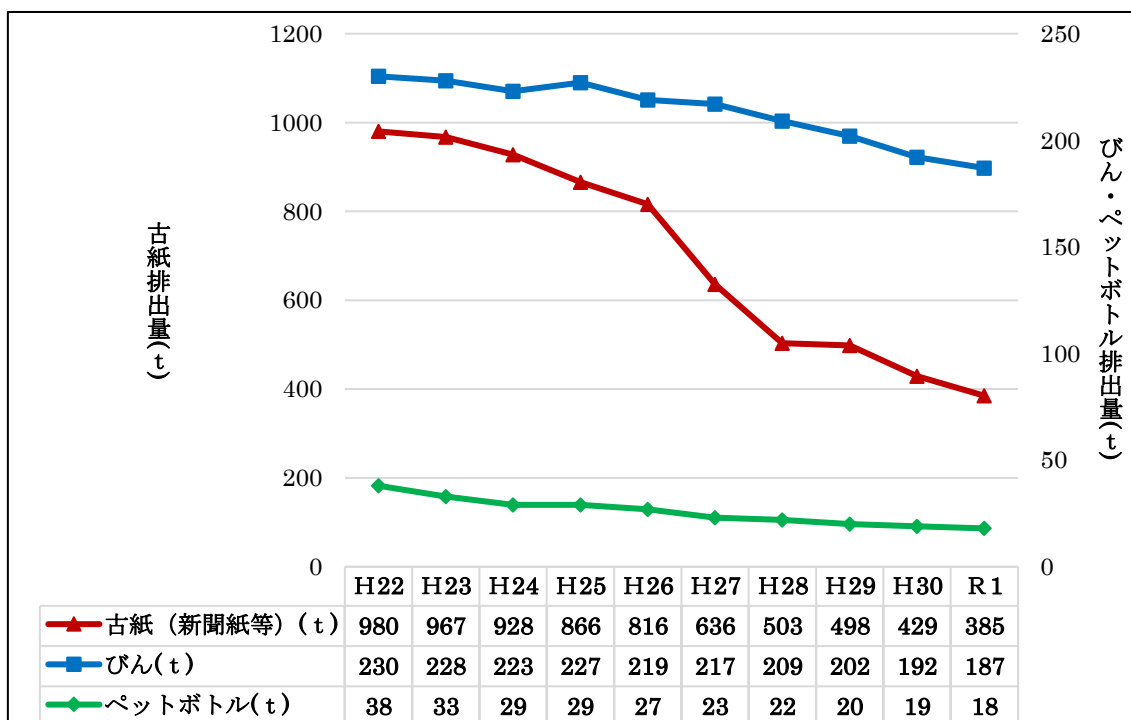


図2-1-7 古紙・びん・ペットボトル排出量の推移

(5) 資源物の日曜回収

資源物の日曜回収は平成20年より市内スーパー等で開始し、平成23年度から回収頻度を上げたことにより、排出量が増加しましたが、平成27年度より古紙の排出量が大きく減少しています。

古着・古布については、平成26年度に回収品目を拡大した際に、排出量が増加しましたが、平成27年度以降は減少傾向にあります。

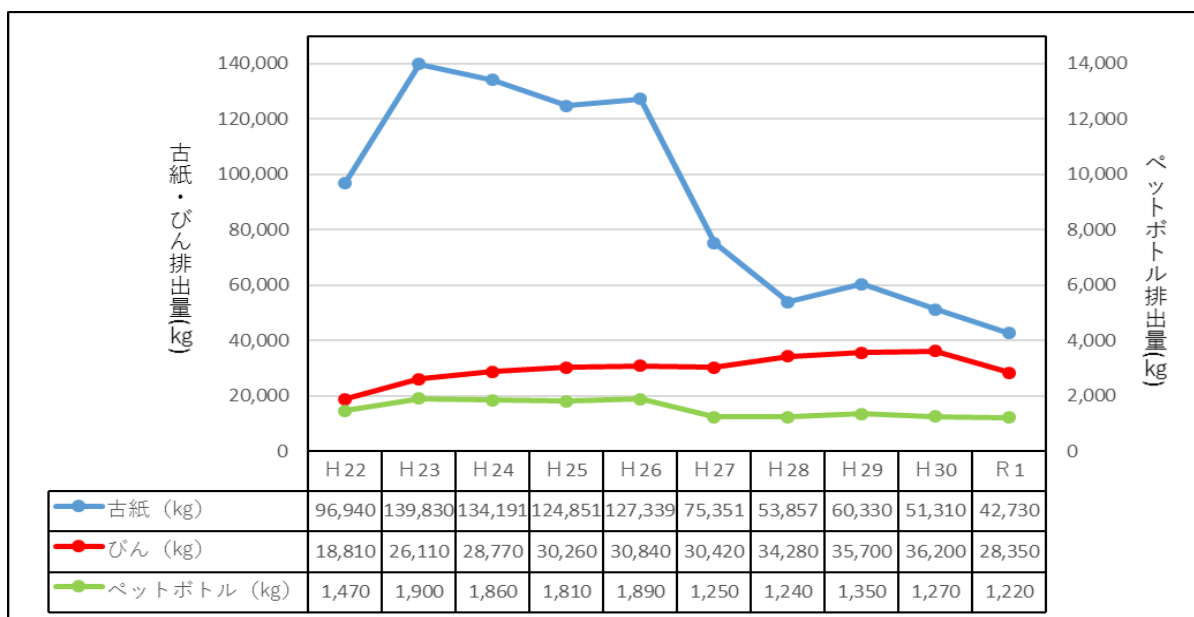


図2-1-8 日曜回収における古紙・びん・ペットボトル排出量の推移

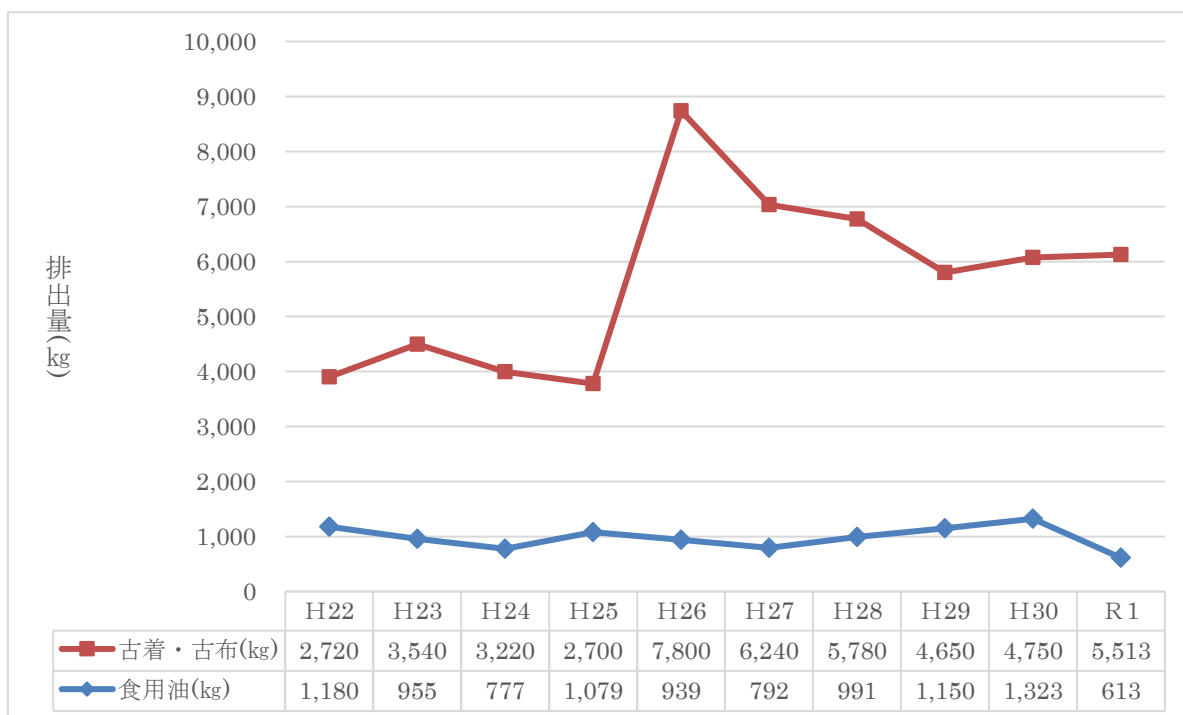


図2-1-9 食用油、古着・古布排出量の推移

(6) 資源物の特別回収

・剪定枝

剪定枝について、市で剪定枝をチップ化する樹木粉碎機を購入し、冬季の1・2月以外毎月1回収集を行い、収集開始当初は排出量が増加しましたが、近年は一定の排出量となっています。しかし、作成したチップの利用者は減少を続け、リサイクルに繋がっていないことから、令和3年度からは特別回収は行わずに、小型樹木粉碎機を希望者に貸出し、排出者自らがリサイクルを行えるようにします。

・硬質プラスチック

ポリタンクなどのPE、PP材質のものを対象に年4回の収集を行っており、平成25年度までは、品目を限定していましたが、平成26年度から排出したい品目を市に事前相談する、もしくは排出時に収集業者へ確認することとして、品目の拡大を行っており、その結果、排出量が増加したと考えられます。

・陶磁器

食器類のみを収集しており、排出量はほぼ横ばいに推移しています。

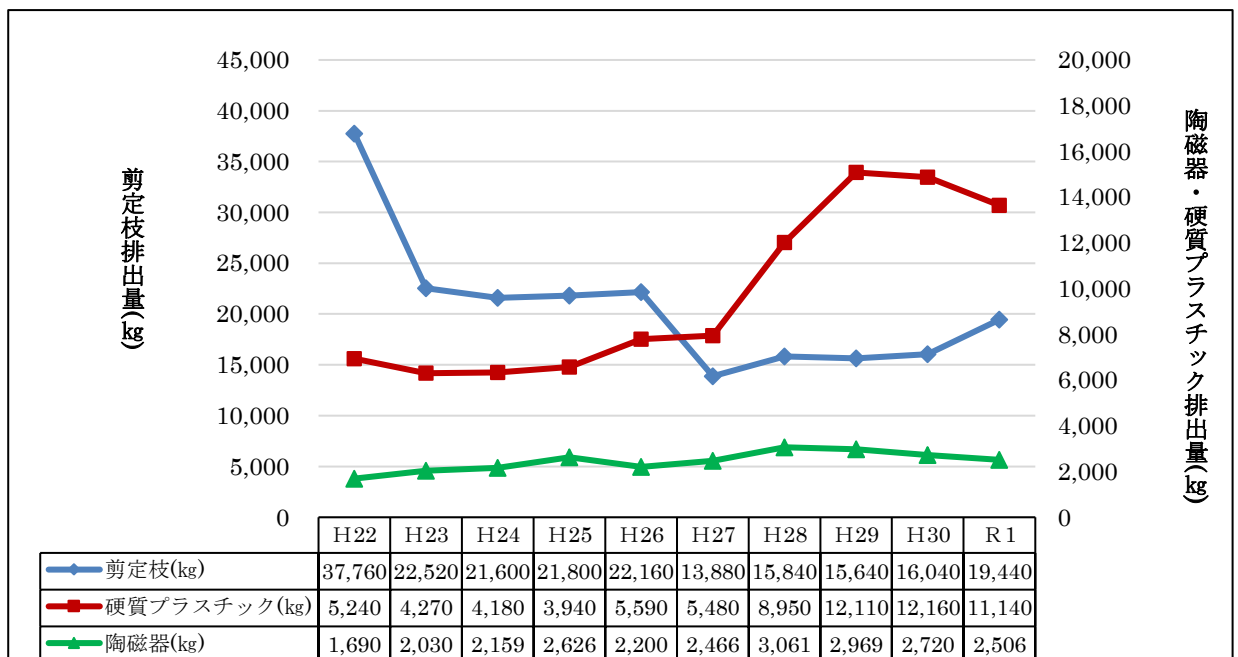


図2-1-10 資源物の特別回収品目別排出量の推移

(7) 有害ごみ

有害ごみについては、市民大清掃（年2回）時に各区で収集をして、東山クリーンセンターへ搬入を行っています。

蛍光灯の排出量については、増減を繰り返しておりますが、LEDライト等の省電力光源の普及の影響もあり、平成22年度から令和元年度の間で5 t減少しています。

乾電池については、ボタン電池や小型充電式電池等の普及の影響で、排出量は減少傾向であります。なお、令和3年度からはボタン電池や充電式電池等の回収も行います。

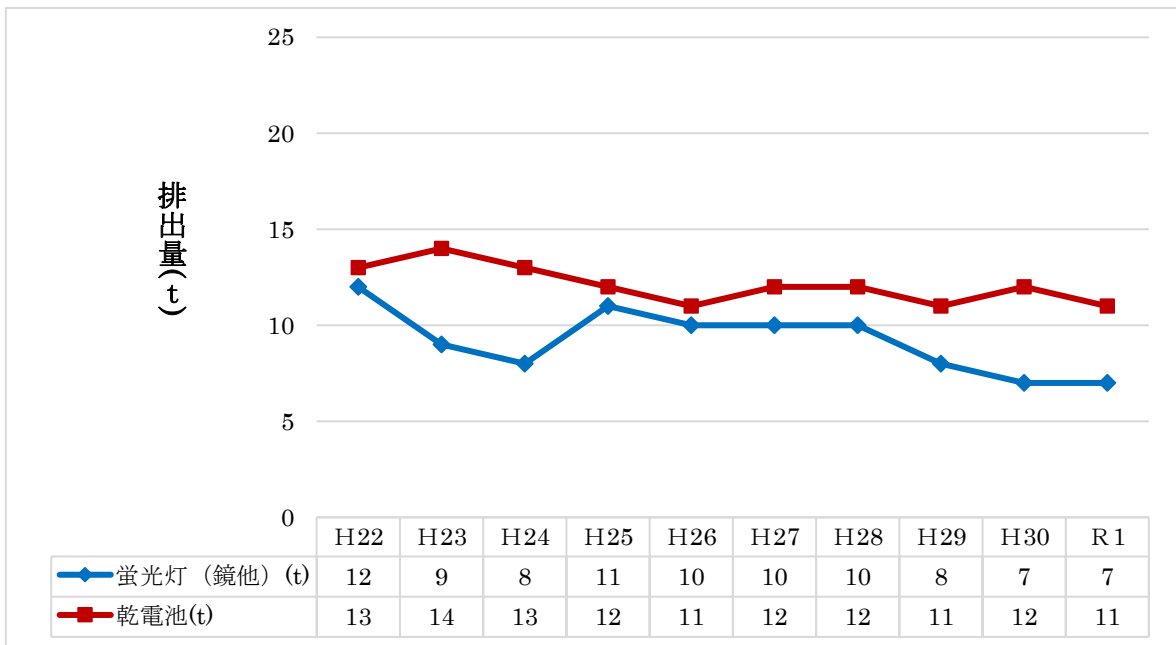


図2-1-11 有害ごみ品目別排出量の推移

4 最終処分場の残余容量について

(1) 可燃ごみ焼却灰及び直接埋立の搬入量

最終処分場に搬入されるものは、北衛により可燃ごみを焼却したものからできた焼却灰と行政収集埋立ごみで構成されています。

また、焼却灰の一部はセメント原料として資源化しています。

焼却灰の搬入量については、北衛の可燃ごみ処理量のうち当市の搬入した可燃ごみが占める割合から算出した数値です。

可燃ごみの排出量が減少傾向にあるため、焼却灰の最終処分場への搬入量も減少傾向にあります。（令和元年度は令和元年東日本台風の影響により増加）

直接埋立量は、行政収集埋立ごみの排出量を表しています。

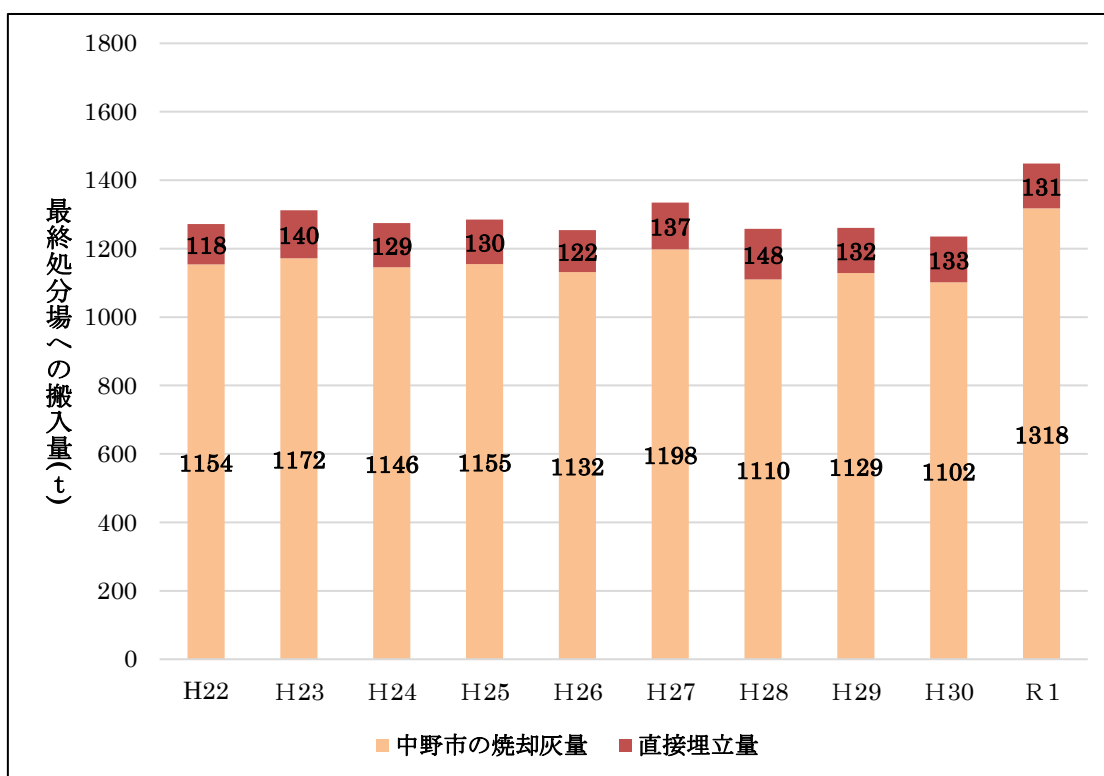


図2-1-12最終処分場への搬入量(重量算出)の推移

※中野市の焼却灰搬入量 = 最終処分場への焼却灰搬入量 × 北衛における中野市の可燃ごみ搬入率

(2) 最終処分場の埋立完了時期について

最終処分場については、北衛により、毎年度ごと既存の埋立容量を実測しています。

令和2年3月末の実測値は25,639^mであり、最終処分場建設時の埋立のできる残余容量は85,600^mであるとしているため、令和元年度末の残余容量59,961^mで約70.0%容量が残っていることとなります。

また、平成26年度から令和元年度の埋立容量の増加率を考慮し、最終処分場埋立量の推計したところ本計画の目標設定年次である令和12年度では、埋立容量は39,033.6^mであり、残余容量は約54.4%と推測されます。

計画埋立容量 ^m				
85,600				
	残余容量 ^m	累積埋立量 ^m	埋立量 ^m	埋立量%
H 23	70,963	14,637	—	17%
H 24	69,745	15,855	1,218	19%
H 25	67,886	17,714	1,859	21%
H 26	67,180	18,420	706	22%
H 27	64,752	20,848	2,428	24%
H 28	63,442	22,158	1,310	26%
H 29	62,175	23,425	1,267	27%
H 30	61,084	24,516	1,091	29%
R 1	59,961	25,639	1,123	30%
R 12	46,566.4	39,033.6	—	45.6%

図2-1-13 最終処分場の残余容量における推計

5 リサイクル率について

リサイクル率とは、排出される廃棄物の総量に対しての資源物の割合のことです。

リサイクル率の推移は、平成26年度まではほぼ横ばいに推移していましたが、それ以降は古紙の回収量の減少により減少傾向にあり、令和元年度は11.1%となっています。

長野県、全国のリサイクル率に比べ、当市のリサイクル率は低く、資源物の収集頻度また、品目について検討が必要と考えられます。

資源物の重量割合では、集団回収（小中学校の資源物回収）が26%と一番多く、古紙が25%と2番目に多くなっています。

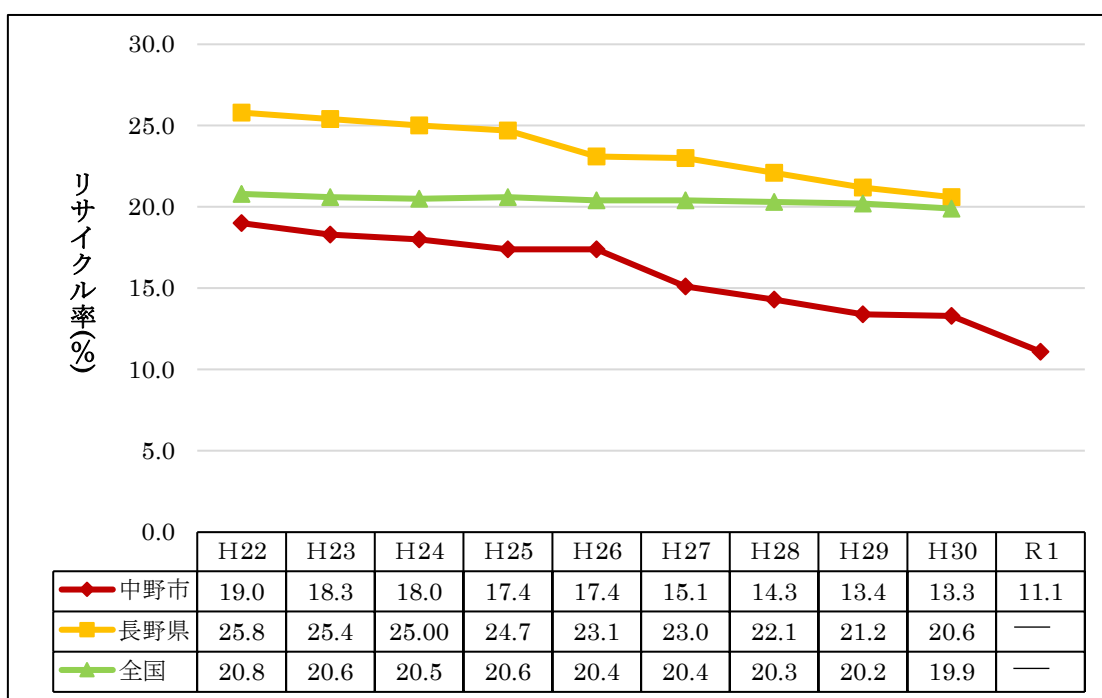


図2-1-14 リサイクル率の推移

$$\text{※ リサイクル率} = \frac{\text{資源物} + \text{集団回収}}{\text{総排出量}}$$

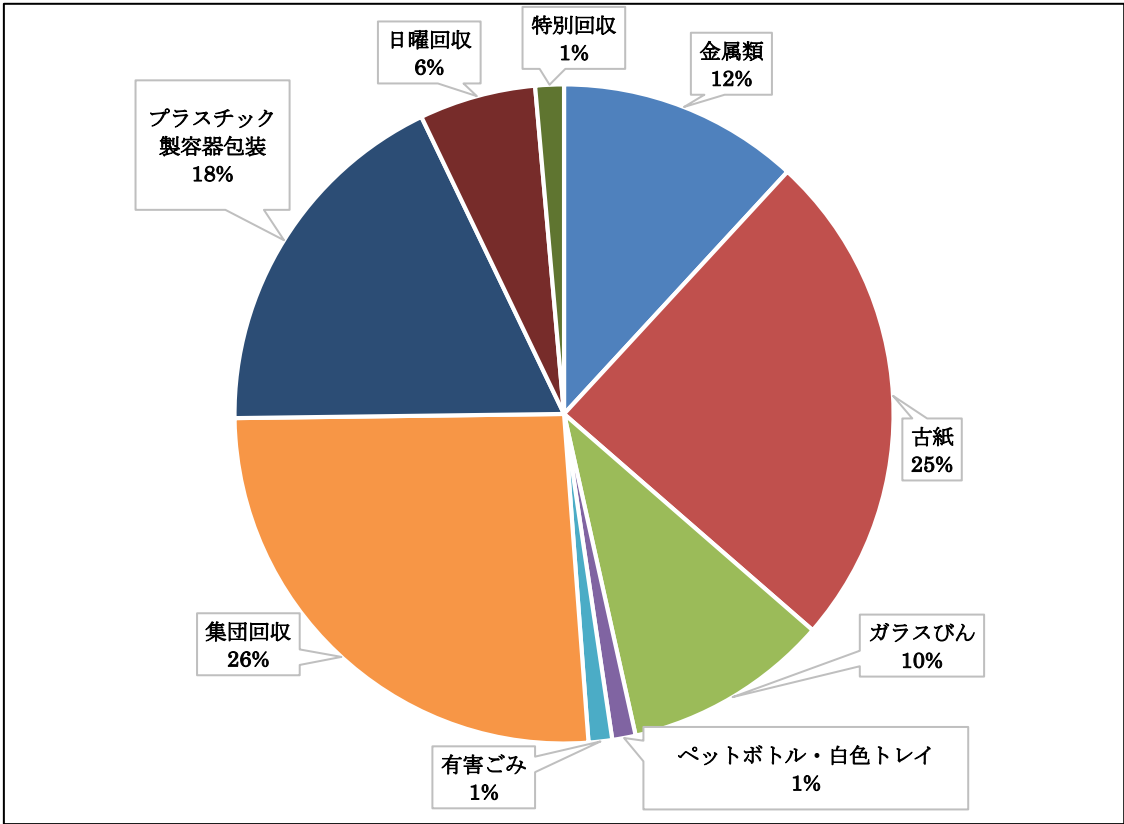


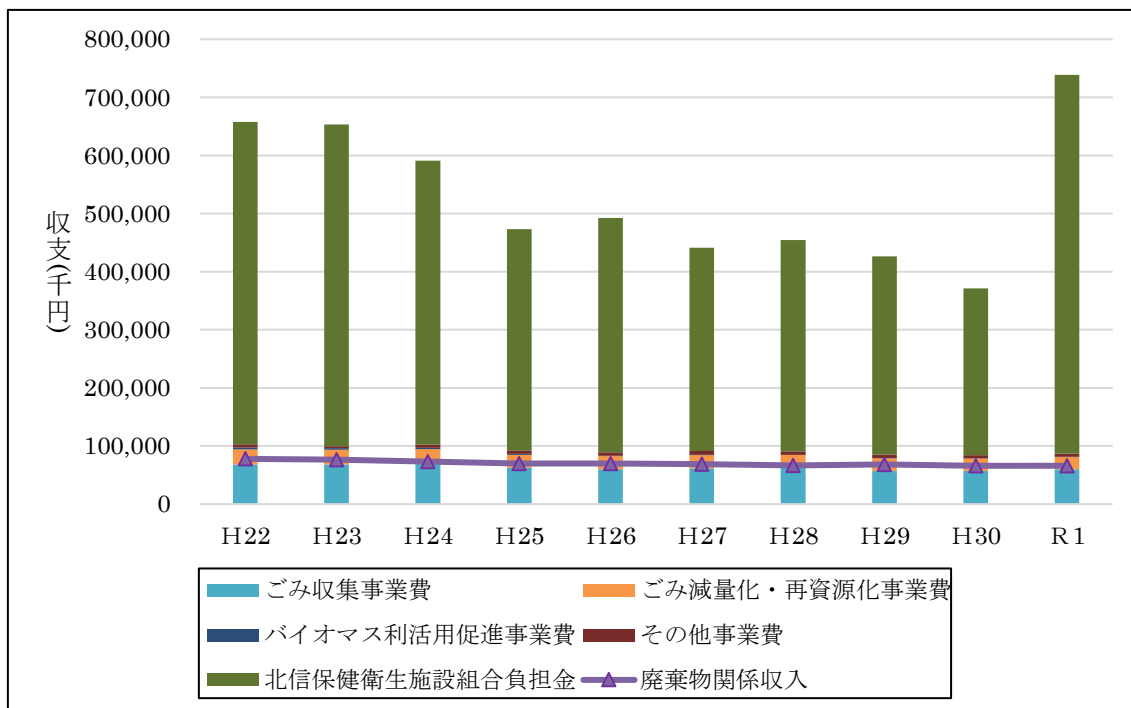
図2-1-15 資源物の重量割合

6 資源物処理費用の収支状況について

ごみ処理費の有料化に伴い、平成19年度から収入はごみ処理手数料費及び再資源化に伴う資源物の売却費で構成されています。

支出については、北衛組合へ支払う分担金やごみ収集に係る費用、資源物回収費用、再資源化処理費用等があります。

表2-1-4 ごみ処理有料化からのごみ処理における収支状況



単位：千円

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収 入	廃棄物関係収入	77,936	76,487	73,309	69,738	69,824	68,995	66,661	68,328	65,983	66,127
	一般廃棄物処理手数料	62,950	62,300	61,983	63,406	62,236	62,744	61,044	62,519	62,572	63,933
	資源物売却・再商品合理化拠出金等	14,986	14,187	11,326	5,332	7,588	6,251	5,617	5,809	3,411	2,194
支 出	廃棄物処理費用	657,697	653,489	591,035	472,987	492,621	441,347	454,613	426,102	371,262	738,927
	ごみ収集事業費	68,315	68,027	70,925	62,637	60,009	61,657	62,514	57,137	57,383	59,992
	ごみ減量化・再資源化事業費	25,682	25,475	24,012	22,434	22,625	22,496	22,055	21,882	20,811	20,883
	バイオマス利活用促進事業費	3,738	2,843	1,754	1,340	546	767	452	520	602	632
	その他事業費	5,363	3,330	5,850	6,097	5,889	6,473	5,800	5,717	5,484	5,445
	北信保健衛生施設組合負担金	554,598	553,814	488,494	380,479	403,552	349,954	363,792	340,846	286,982	651,975

第2節 数値目標

1 人口の将来推計

人口推計は中野市総合計画で使用している、国勢調査データからの推計を参考にしています。

実績値からみるに人口は減少傾向であり、計画年次の令和12年度の推計値では38,430人まで減少することが予想されます。

また、世帯数については、実績値（住民基本台帳より）は増加傾向にあり、令和元年度には15,747戸まで増加しています。

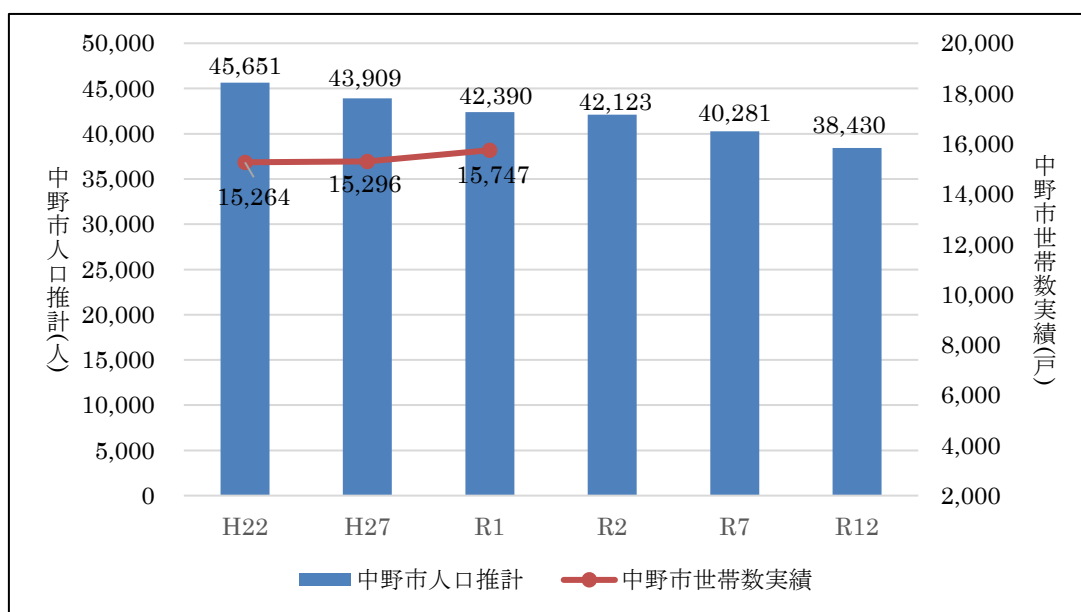


図2-2-1 中野市人口および世帯数実績の推計

2 廃棄物排出量の将来推計

廃棄物の排出量における実績値は、平成23年度からの実績値をトレンド（対数近似）から将来推計を行います。

対数近似による推計を行うこと理由としては、

- ・人口は減少傾向であるが世帯数の増加（排出自体は世帯ごとと考えられる）
- ・技術向上によるリサイクル品目の拡大が見込まれない
- ・資源物の減少傾向（電子媒体の発達等により、古紙排出量が減少等）

等が考えられ、廃棄物排出量の減少率限界を考慮するために実績値の対数近似による推計が最適と考えられます。

(1) 行政搬入可燃ごみ排出量の将来推計

行政搬入可燃ごみ排出量は人口減少等の影響により減少傾向にあるが、（令和元年度は令和元年東日本台風の影響で大幅な増加）世帯数が増加傾向であるため、減少率は低くなっていくと推測したところ、計画目標年次の令和12年度は7,093 tまで減少すると見込まれます。

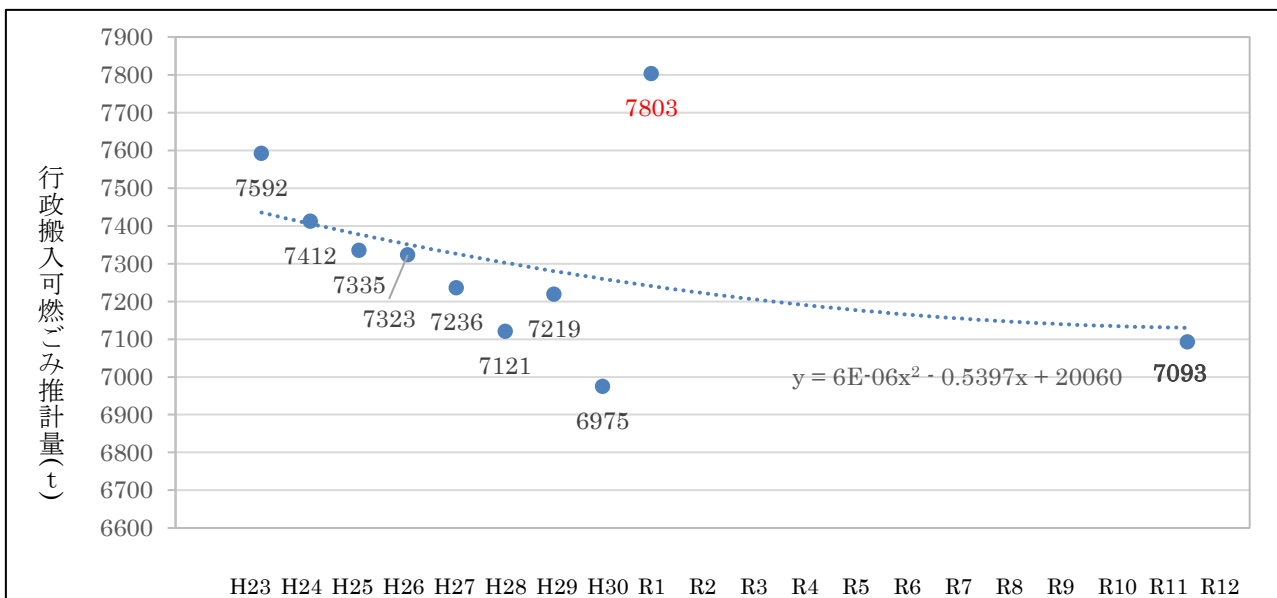


図2-2-2 行政搬入可燃ごみ排出量の将来推計

(2) 直接搬入可燃ごみ排出量の将来推計

直接搬入可燃ごみ排出量の実績は増加傾向にあり、今後も増加していくと推測したところ、令和12年度は5,058 tまで増加すると見込まれます。

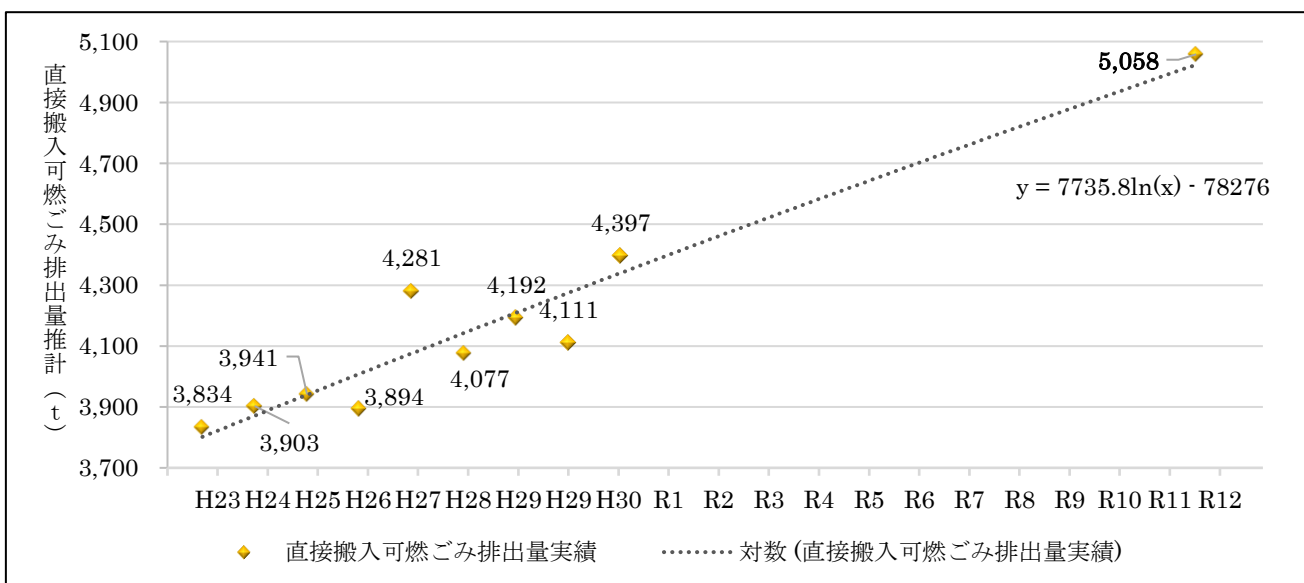


図2-2-3 直接搬入可燃ごみ排出量の将来推計

(3) 埋立ごみ排出量の将来推計

埋立ごみ排出量の実績は横ばいの傾向にあり、今後も横ばいであると推測すると、令和12年度は135 tになると見込まれます。

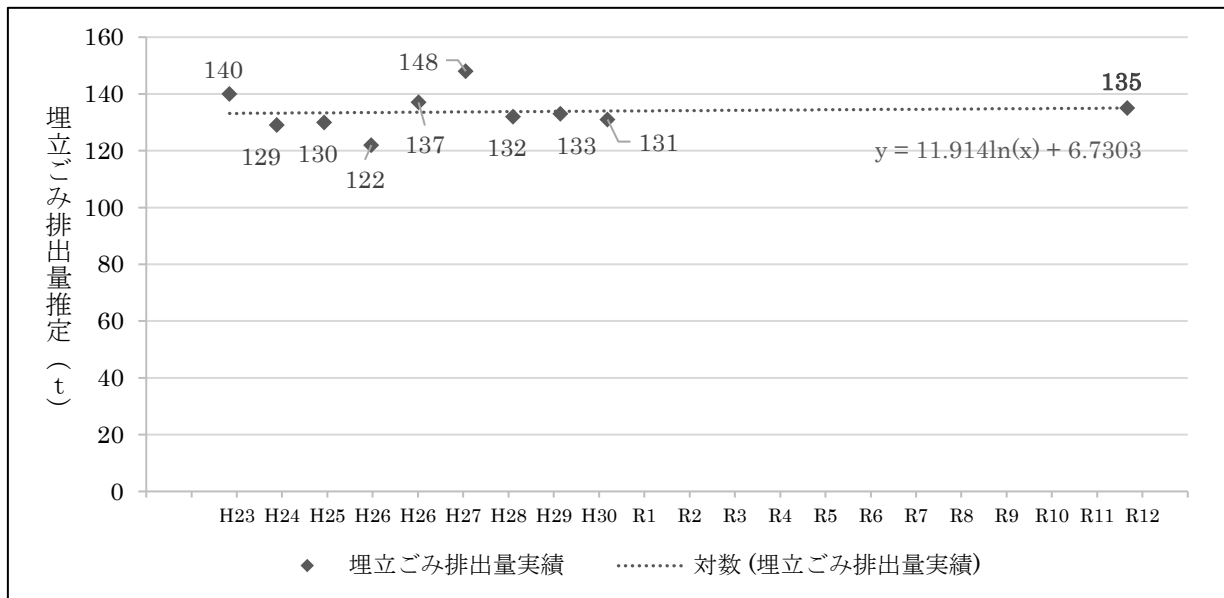


図2-2-4 埋立ごみ排出量の将来推計

(4) 資源物排出量の将来推計

資源物排出量の実績は減少傾向であり、今後も減少していくと推測したところ、令和12年度は755 tまで減少すると見込まれます。

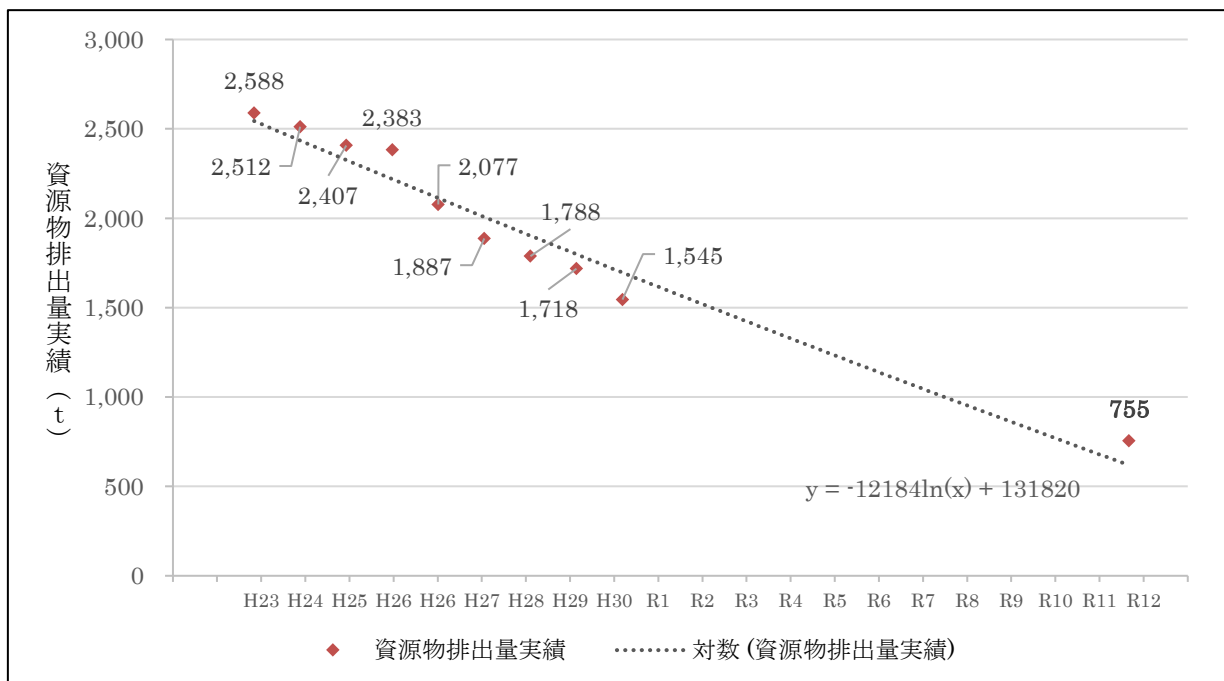


図2-2-5 資源物排出量の将来推計

(5) リサイクル率の将来推計

ごみ排出量（可燃ごみ推計+資源ごみ推計）の推計と資源物排出量の推計からリサイクル率の推計を算出した結果、減少傾向となり、令和元年度から令和12年度にかけて5.5%減少すると見込まれます。

また、1人1日当たりのごみ排出量は平成30年度の環境省における一般廃棄物処理実態調査から、減少傾向にあり、平成30年度から令和12年度にかけて71g減少すると見込まれます。

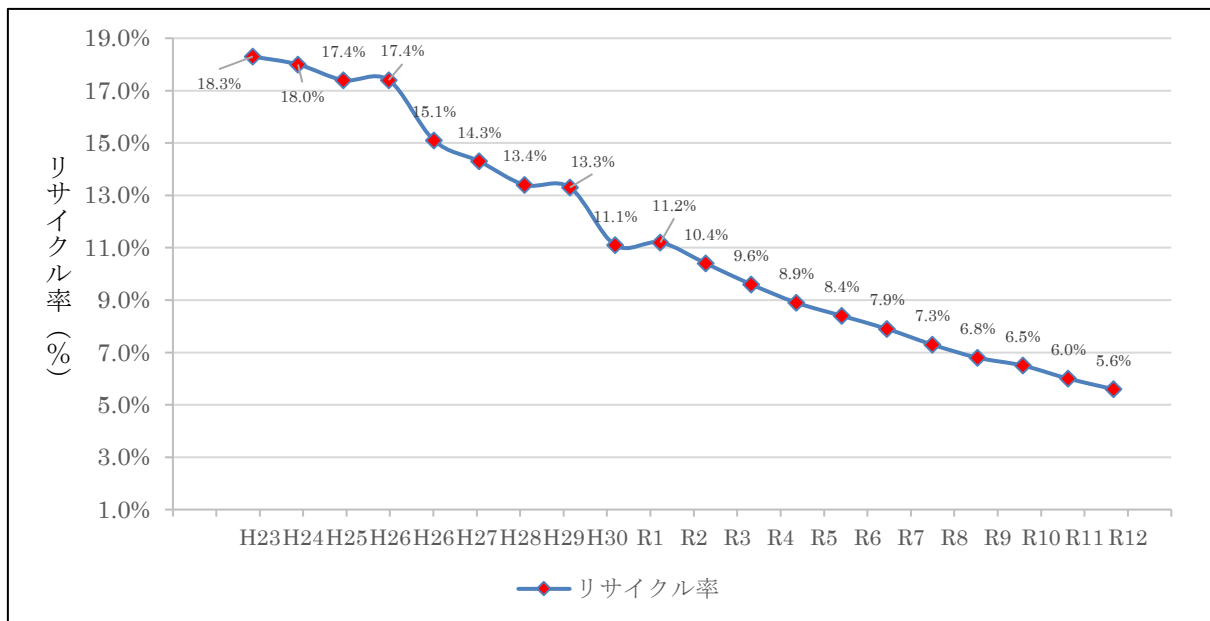


図2-2-6 リサイクル率の将来推計

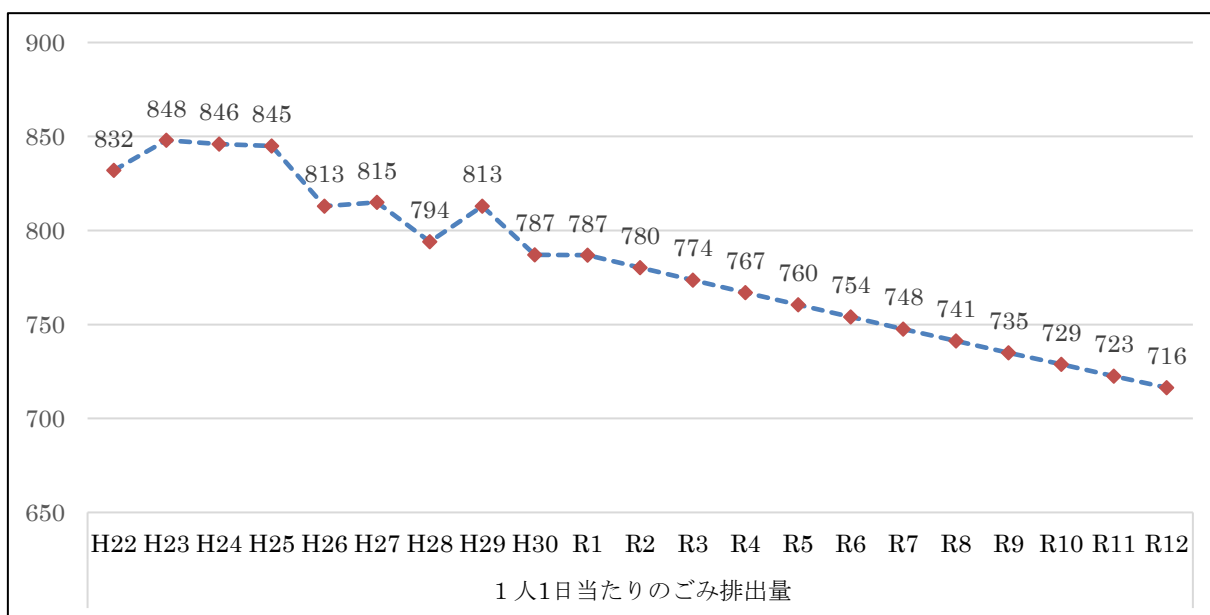


図2-2-7 1人1日当たりのごみ排出量の将来推計

3 数値目標設定について

(1) 前回計画目標の達成状況

前回計画の目標設定期間は平成27年度から令和2年度であり、各排出量における目標変化率は-1.13%、資源物排出量-2.6%、埋立ごみ-4.46%とし、リサイクル率は1.47%の減少という目標としています。

前回計画目標と令和元年度実績との比較は表2-2-1のとおりであり、いずれも達成困難な状況にあります。

この理由としては、消費社会の変化の影響と考えられるごみの増加がみられ、令和元年度には令和元年東日本台風の影響によりごみの大幅な増加がありました。

また、資源物については、回収する品目を拡大しましたが、資源物回収品目の中で一番割合が大きい古紙排出量の減少などの既に回収を行っていた資源物の排出量の減少が起きたことが大きな原因であると考えられます。

この結果から、今回の計画目標値は可燃ごみ、埋立ごみの排出量については排出量増加を防ぎ、資源物排出量は、減少傾向の抑制を図ることし、リサイクル率の減少抑制を行う目標設定にします。

表2-2-1 前回計画目標と実績の比較

	前回計画目標		実績	
	R 2	H27～R2 変化率	R 1 実績	H26～R1 変化率
可燃ごみ排出量	10,984 t	-1.13%	12,200 t	8.8%
埋立ごみ排出量	112 t	-4.46%	131 t	7.4%
資源物排出量	2,310 t	-2.6%	1,545 t	-35.2%
リサイクル率	17.23%	-1.47%	11.1%	-6.3%

(2) 可燃ごみ排出量目標値設定

行政搬入可燃ごみ排出量については、令和12年度の推計値を7,093 tとしており、排出量の削減の取組を進めることにより、令和12年度目標値を7,000 tまで減少させる設定とします。

直接搬入可燃ごみ排出量については、令和12年度の推計値は5,058 tと排出量が大幅に増加するとしておりますが、事業系ごみの削減の取組を行うこととし、令和12年度目標値を4,000 tまで増加の幅を減少させる設定をしています。

表2-2-2 可燃ごみ排出量及び変化率の目標値

	H 26	変化率	R 1	変化率	R 12
行政搬入可燃ごみ実績	7,323t	6.55%	7,803 t	—	—
将来推計値	—	—	—	-9.10%	7,093 t
将来目標値	—	-3.05%	7,100 t	-10.29%	7,000 t
直接搬入可燃ごみ実績	3,894t	12.92%	4,397 t	—	—
将来推計値	—	—	—	30.23%	5,058 t
将来目標値	—	-0.26%	3,884 t	2.99%	4,000 t

(3) 埋立ごみ排出量目標値設定

埋立ごみ排出量の目標値は、令和12年度の推計値を135 tと増加することとしていますが、排出量の削減の取組を進めることにより、令和12年度推計値を110 tまで減少させる設定とします。

表2-2-3 埋立ごみ排出量及び減少率の目標値

	H 26	変化率	R 1	変化率	R 12
埋立ごみ実績	122 t	7.38%	131 t	—	—
将来推計値	—	—	—	3.05%	135 t
将来目標値	—	-8.20%	112 t	-16.03%	110 t

(4) 資源物排出量目標値設定

資源物排出量の目標値は、令和12年度の推計値を755 tまで減少することとしていますが、資源物排出機会の拡大や分別啓発活動等の取組を進めることにより、減少率軽減を図ることとして、令和12年度目標値を1,300 tと設定します。

表2-2-4 資源物排出量及び減少率の目標値

	H 26	変化率	R 1	変化率	R 12
資源物実績	2,383t	-35.17%	1,545t	—	—
将来推計値	—	—	—	-51.13%	755t
将来目標値	—	-3.10%	2,310t	-15.86%	1,300t

(5) リサイクル率目標値設定

可燃ごみ排出量目標値、埋立ごみ排出量目標値、資源物排出量目標値から総排出量の令和12年度の目標値は12,410 tであり、総排出量目標値および資源物排出量目標値からリサイクル率は令和12年度までに10.48%までの減少に抑制することを目標として設定します。

表2-2-5 総排出量、リサイクル率の目標値

	H26	変化率	R1	変化率	R12
総排出量	13,722t	1.12%	13,876t	—	—
将来推計値	—	-2.10%	13,438t	-6.02%	13,041t
将来目標値	—	-2.30%	13,406t	-10.57%	12,410t
リサイクル率	17.37%	-36.10%	11.10%	—	—
将来推計値	—	-4.15%	16.65%	-49.55%	5.60%
将来目標値	—	-0.80%	17.23%	-5.59%	10.48%

第3節 目標達成に向けて

1 目標達成に向けた課題抽出

(1) 事業系一般廃棄物の現状把握

事業系一般廃棄物の可燃ごみについては、東山クリーンセンターで処分を行っておりますが、資源物については事業者ごと許可業者へ委託等行うことによって処分を行っています。

市が把握できている事業系一般廃棄物の排出量は、東山クリーンセンターに事業者が搬入している可燃ごみのみであり、資源物については把握できていない状況であります。

(2) 許可業者の管理

許可業者の管理は現状、中野市廃棄物の処理および清掃に関する条例に則り行っており、許可業者の廃棄物の取扱品目、処理量については許可申請時に廃棄物処理の計画書、報告書の提出によって把握していますが、詳細な年度ごとの処理量や取扱品目については把握できていないのが現状です。

(3) 分別率について

行政収集による分別についての指導は、ごみ収集の際に分別が十分になされていないごみ（違反ごみ）の回収を行わないようにし、分別指導のシールの貼付や衛生自治会や市からの指導等を行っています。

しかし、分別率を調査することはしておらず、平成23、24年度に組成調査を行っていますが、明確な分別状況の把握はできていないのが現状です。

(4) 資源物の品目について

当市で収集を行っている資源物の品目数については、他市町村と差はなく、資源化業者が新しく資源化品目を設けてはいない状況であり、品目数の拡大はとても困難な状態であります。ただし、生ごみについては、技術的また収集方法の課題がありますが、資源化を他市町村でも検討しており、当市においても平成24年度に試験的な回収を一部地域で行った経過があります。

2 目標達成のための施策

(1) 事業者の廃棄物処理状況調査

コンビニエンスストアやスーパーなどの事業者に対して、生ごみやびんなどの処理方法についての調査を行い、事業者への積極的な指導をすることで、資源物排出を促し、可燃ごみとして出されている資源物の抽出を図ります。

(2) 許可業者の管理徹底

許可業者が収集しているごみと資源物について、詳細な取扱品目及び排出量について年度ごとに調査を行い、市による許可業者の管理を徹底し、許可業者のごみ分別率、資源化率を促すとともに、市民へ許可業者利用の情報提供を行い、ごみ排出の利便性の向上を図ります。

(3) ごみ分別率調査の実施

無作為に選出したごみ集積所からサンプルをとり、分別率の調査を定期的に行い、市ホームページや市の広報誌等で市民への分別率公開及び調査における評価、考察を伝えることで、分別率向上の啓発活動また、今後の資源物収集における参考とします。

(4) 資源物収集の頻度拡大

資源物の収集品目の拡大を模索する一方、現状で収集を行っている資源物に対し、収集頻度の拡大を図ります。

(5) その他

上記の取組以外にも、分別啓発チラシ配布、生ごみ堆肥化機器等購入費補助金、資源物回収報奨金等の現在行っているごみ減量、再資源化策について行うこととし、ごみ減量化、再資源化策について中野市一般廃棄物処理実施計画に、年度ごとに計画していくこととします。

3 協働と役割

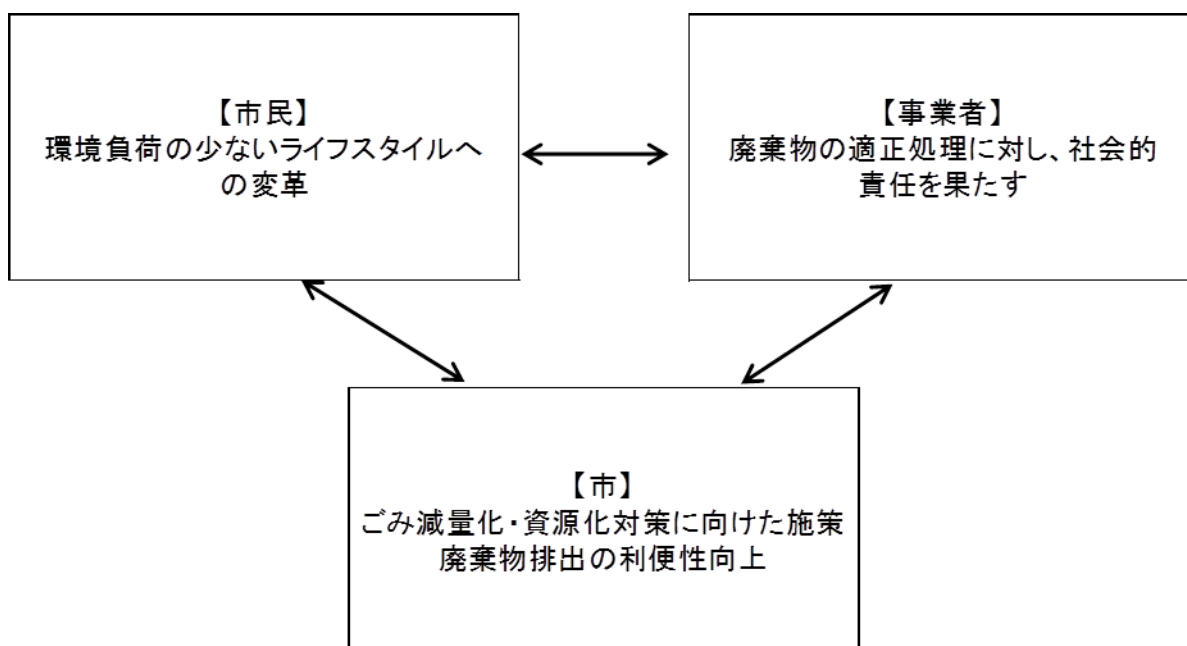


図2-3-1 協働と役割について

(1) 市民

持続可能な循環型社会の担い手であることを自覚し、より環境負荷の少ないライフスタイル（例：ごみ分別徹底、生ごみの水切り習慣によるごみ減量）への変革を進めます。

(2) 事業者

事業に伴って生じた廃棄物の排出者であることを自覚に、廃棄物の適正処理に主導的な役割を果たすなどの社会的責任を果たす。

また、拡大生産責任を踏まえ、資源物の適正な循環的利用や処分、消費者との情報ネットワークの構築、情報公開などに努めます。

(3) 市

自らも事業者としての分別を徹底することはもちろんのこと、持続可能な循環型社会の実現に向かい、ごみ減量化・資源化対策の施策を率先して行うことに努め、市民や事業者に対しても、廃棄物排出の利便性向上に努めます。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1 対象地域

- ・市町村名 中野市
- ・面積 112.18km²
- ・人口 44,135人[※]（令和2年3月31日現在）

※市住民基本台帳の数値

2 基本的な方向

本市の生活排水処理の基本は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設であり、令和元年度末時点で人口の約84%程度が接続されています。また合併処理浄化槽での処理は約4.5%程度となっています。しかしながら、残る11.5%程度は、依然として汲み取りや単独処理浄化槽で対応している状況であり、家庭からの生活排水に起因する河川の水質汚濁がみられることから、生活排水処理の推進が急務の課題となっています。

このようなことから、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設の整備と接続の促進を進めていく一方、集合処理区域外では合併処理浄化槽による生活排水処理についても促進を図り、併せて快適な生活環境の実現と河川の水質向上を目指すものとします。

第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標

1 生活排水の処理と現状

本市における生活排水の排出状況の推移は、表1のとおりであり、令和元年度末において、計画処理区域内人口44,135人のうち、39,067人については生活排水の適正処理がなされています。

公共下水道は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を担う極めて重要な都市施設です。本市は、下水道事業に先進的な取り組みをしており、昭和49年度に公共下水道基本計画として整備計画を策定して以来、昭和60年11月に一部供用開始をし、整備事業を進めています。令和元年度末での整備済面積は786.27haで、計画処理区域面積に対する整備率は81.7%となっています。また、事業の効率化を図るため供用開始地域内の水洗化の推進を図っています。

特定環境保全公共下水道では、牧ノ入処理区が平成6年度、高丘処理区及び竹原処理区が平成11年度にそれぞれ一部供用開始をし、上今井処理区は平成15年度に供用開始をしています。

農業集落排水事業では、草間、延徳、長丘、日野、毛野川、平岡、永江、科野、豊田、大俣、倭各集落排水処理場において既に農業集落排水事業として完了しており、市内の11処理区すべてで利用可能となっています。

上記の集合型処理施設の他に、個別に設置して汚水を処理するシステムとして浄化槽があります。浄化槽は、中山間地域等の人口散在地域において、効率的な汚水処理システムです。

浄化槽には、生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽があり、令和元年度末現在で合併処理浄化槽は805基、単独処理浄化槽は119基が設置されています。単独処理浄化槽は生活雑排水が処理されず、また、し尿処理性能が合併処理浄化槽より劣ることから、現在は浄化槽の新設については、合併処理浄化槽のみとしています。

その他に、生活雑排水を簡易に処理する施設として、簡易雑排水処理浄化槽があります。

表1 処理形態別人口の推移※

(単位:人)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
計画処理区域内人口	45,616	45,160	44,740	44,507	44,135
水洗化・生活雑排水処理人口	39,693	39,578	39,395	39,345	39,067
下水道	27,313	26,966	27,291	27,354	27,249
農業集落排水施設	10,217	10,457	9,978	9,952	9,832
合併処理浄化槽	2,163	2,155	2,126	2,039	1,986
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	273	260	253	256	239
非水洗化人口	5,650	5,322	5,092	4,906	4,829
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※数値は長野県生活排水処理人口普及率調査の回答値

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び雑排水	中野市
農業集落排水施設	し尿及び雑排水	中野市
合併処理浄化槽	し尿及び雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
簡易雑排水処理浄化槽	雑排水	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中野市

2 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を

進めていくものとします。

表3 生活排水の処理に関する現状と目標

	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度末）
生活排水処理率※	88.5 %	90.9 %
行政区域内人口	44,135 人	42,086 人
計画処理区域内人口	44,135 人	42,086 人
水洗化・生活排水処理人口	39,067 人	38,253 人

※水洗化・生活雑排水処理人口/行政区域内人口により算出

	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度末）※2
計画処理区域内人口	44,135 人	42,086 人
水洗化・生活雑排水処理人口	39,067 人	38,253 人
下水道	27,249 人	29,057 人
農業集落排水施設	9,832 人	7,628 人
合併処理浄化槽	1,986 人	1,568 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	239 人	0 人
非水洗化人口※1	4,829 人	3,833 人
計画処理区域外人口	0	0 人

※1 行政区域内人口より水洗化・生活雑排水処理人口及び単独処理浄化槽人口を差し引いて算出

※2 長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想における目標値

第3節 施策の内容

1 生活排水対策

生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置の普及・啓発をするとともに、対象の地域への合併処理浄化槽設置者に対して、特定の要件のもと補助金を交付します。

2 処理体制

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

3 処理施設等の整備

合併処理浄化槽の整備については、表4のとおり行います。

表4 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数 (基) (令和元年度) ※1	整備計画 基数 (基) ※2	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	169	20	1,568	令和3年～7年度

※1 長野県生活排水処理人口普及率調査の回答値

※2 長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想における目標値

第4節 計画のフォローアップと事後評価

1 計画のフォローアップ

中野市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、長野県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

2 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の成果を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとしします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとしします。